

薬食発第0702001号  
平成16年7月2日

各〔都道府県知事〕殿  
〔保健所設置市市長〕  
〔特別区区长〕

厚生労働省医薬食品局長

毒物及び劇物取締法施行令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第224号）（別添1）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を全国化学工業薬品団体連合会会長、社団法人日本海事検定協会会長、社団法人日本化学工業協会会長、社団法人日本化学工業品輸入協会会長、社団法人日本薬剤師会会長、日本危険物コンテナ協会会長及び日本製薬団体連合会会長あてに発出しているので申し添える。

記

1 毒物及び劇物取締法施行令の一部改正の概要

本政令第40条の5において、長距離にわたる危険物の運搬時、運転距離に応じて運転する者のほか交替して運転する者又は助手の同乗を義務付けているところであるが、ILO（国際労働機関）基準等と整合を図るため、当該規定を運転時間に基づくものに改めるとともに、運転者の疲労に伴う事故発生防止の観点から、同乗を要する者を交代して運転するものに限ることとする。

2 施行期日

平成16年10月1日から施行することとされたこと。

3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添2に示すとおりであること。

なお、厚生労働省令については、別途通知する。